

第20回西和賀町議会定例会

令和8年6月15日（月）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

ただいまから第20回西和賀町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、配付のとおりです。

あらかじめ申し上げておきますが、議場内が暑い場合は、上着を脱いでも構いません。

傍聴される皆さんに申し上げます。傍聴席では、傍聴の際の留意事項をお守りください。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、9番、高橋到君、10番、柳沢安雄君、以上2名を本会期中の会議録署名議員に指名します。

続いて、日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。開会に先立ちまして、議会運営委員会において協議を行っておりますが、本定例会の会期は本日から6月18日までの4日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から令和8年6月18日までの4日間に決定しました。

続いて、日程第3、諸報告を行います。3月定例会から本定例会までの議会の行動日程については、配付のとおりです。

また、町監査委員より地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき検査された例月出

納検査結果については、配付のとおりです。

なお、本定例会までの間に受理した請願・陳情は、請願・陳情第23号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情書及び請願・陳情第24号 mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書の新規2件であります。その取扱いについて、議会運営委員会に諮り審議をした結果、参考配付することにしましたので、ご報告いたします。

本日の定例会に出席を求めました内記町長並びに柿崎教育長より、次のとおり説明員として地方自治法第121条の規定による説明委任をした旨の通知があったので、これを受理しました。その職氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長 初めに、内記町長より説明委任のあった者の職氏名を読み上げます。副町長、高橋光世。会計管理者兼税務課長、藤原まゆ子。総務課長、柳澤里美。企画財政課長、新田由香里。観光商工課長、真壁一男。建設水道課長、佐藤太郎。農林課長、農業委員会事務局長、吉田祐康。町民課長、小林英介。健康福祉課長、深澤早苗。病院事務長、東清彦。なお、農業委員会事務局長にあつては、町長より囑託を受けた者として出席するものであります。

次に、柿崎教育長より説明委任のあった者の職氏名を読み上げます。学務課長、照井哲。子育て支援室長、内記良伸。生涯学習課長、菊池輝昌。

あわせて、議事運営補助員として私、議会事務局長、小松重貴、主査、刈田真理子、主

任、佐々木大和が従事いたします。

以上です。

議長　　ここで町長より行政報告のための発言を求められておりますので、この際これを許します。

内記町長。

町長　　おはようございます。6月定例会、よろしく願いいたします。

私から、3項目について行政報告を申し上げます。

最初に、公用車の事故に伴う損害賠償に係る専決処分について報告いたします。令和7年11月19日、沢内小中学校の児童生徒を乗せたバスが県道1号から沢内中学校の敷地に入入する際、降雪によりタイヤがスリップし、車両前方を沢内中学校の校門に接触させた事故により、同乗していた児童生徒を負傷させたことによる損害について、相手方からの請求額の確定通知を受けて話し合いが調い、議会の委任による専決処分を6月3日に行いました。

事故に伴う町の損害賠償金額は、総額で28名、52万8,433円となり、全額を保険金により支払うものであります。

詳細につきましては、議会宛ての報告書に記載しておりますので、省かせていただきますが、事故原因は降雪時の安全運転配慮不足、指導不足であることから、厳重に注意、処分を行い、その後の事故防止に努めてきたところであります。

次に、沢内地区堆肥センター堆肥乾燥棟の火災について報告します。令和8年3月28日土曜日、午後7時57分頃、沢内地区堆肥センター乾燥棟において火災が発生いたしました。この火災により、乾燥棟の一部を焼損したほか、棟内に保管していた肥料及び農機具類に被害が生じました。

火災の原因につきましては、警察署及び消防署による現場検証の結果、棟内保管物の火

災による損傷が激しいことから、原因の特定までは至らないものの、棟内に格納していた農作業機械等の電気系統に起因する可能性について、警察署及び消防署から説明がありました。

なお、今回の火災による堆肥製造施設本体への被害はなく、現在も通常どおり稼働を継続しております。しかしながら、株式会社山の幸王国が所有する堆肥散布用の自走式マニュアルスプレッダーが一部焼損したため、現在修理を依頼しております。

焼損した乾燥棟と町所有の農機具等につきましては、建物災害共済及び自動車損害共済の適用に向け、速やかに保険請求の手続を進めているところであります。

次に、西和賀町内におけるツキノワグマによると思われる人身被害について報告します。令和8年5月20日、西和賀町小繋沢の山林において、山菜取りをしていたと思われる近隣居住の男性が亡くなりました。死亡原因は、ツキノワグマに襲われた可能性があるとの報告を受けております。

この件については、ご家族からの通報を受け、西和賀消防署が救助に向かいましたが、現場付近に熊がとどまっていたため、北上警察署、町猟友会、役場農林課が急行いたしました。岩手県による有害鳥獣駆除の口頭許可に基づき追い払い用花火を使用後、周囲の安全確保を行い、有害鳥獣駆除実施隊が捕獲を目的として猟銃を発砲しました。銃弾の命中は確認されておらず、現場から逃走した可能性があるため、同日午後に現場付近への捕獲用のわなを設置いたしました。

町では、現在告知放送端末、町公式ホームページ、町公式ライン及び広報車を通じて、町民に対し注意喚起を行っているところであります。今後も引き続き町民に対し、ツキノワグマ出没に対する注意喚起と被害防止対策の徹底に努めてまいりたいと考えております。

以上、行政報告3件であります。どうぞよろしく願いいたします。

議長 以上で諸報告を終わります。

続いて、日程第4、一般質問を行います。

一般質問は、質問者の質問時間が30分と制限があります。制限時間5分前には1鈴、制限時間には2鈴を鳴らしますので、時間を厳守して質問してください。また、質問者及び答弁者は、それぞれ簡潔明瞭にまとめてお願いいたします。なお、質問者におかれましては、通告外の質問はできませんので、併せてお願いいたします。

本日も開会前の抽せんにて決定した登壇順に従い質問を許します。

初めに、登壇順1番、刈田敏君の質問を許します。

刈田敏君。

11番 おはようございます。第20回、6月定例会、よろしくお願いしたいと思います。早速質問に入りたいと思います。

今回の通告は1件であります。これまで基盤産業であります農業についていろいろ一般質問でも取り上げてまいりましたけれども、今回は農業体験という項目についてお伺いしたいと思います。

質問に入りますけれども、本町が誇りとする自然の豊かさを活用して考えられるものとして、農業体験、それから農業体験ツアーなどが挙げられるが、本町が行っている農業体験の現状と今後の方針について伺うものであります。

(1)として、食物や自然の大切さ、農業への理解を深める食育の一環としての児童生徒への農業体験の現状についてお伺いいたします。

議長 内記町長。

町長 ただいまのご質問につきましては、担当課長から答弁します。

議長 学務課長。

学務課長 おはようございます。私から、小中学校における農業体験の現状についてお答えいたします。

小学校においては、地域の皆さんのご協力を得て、田植、稲刈り、サツマイモ収穫等の農業体験が行われております。農作物を育てる魅力と収穫の喜び、調理の体験と世代間交流は、心豊かな児童の育成につながっていると感じております。地域の方々や農業関係者の皆さんで、子供たちの成長を支えていただいております。

中学校においては、キャリア教育として職場体験がありますが、農業法人のご協力を得ての農業体験等が実施されております。職場体験として、生徒の興味関心に基づき、実際の体験を通じての学びを深めているところです。

議長 刈田敏君。

11番 そのほか様々な体験もあると思いますけれども、現状、今回は中学校の職業体験として行っているということでもありますけれども、最大の目的としてどのような考えで取り組まれているのか、その点をお伺いいたします。

議長 学務課長。

学務課長 中学校、実際職場体験ということで、農作物を育てる魅力という部分、そういった部分を実際に体験しての生徒さん方の成長という部分を感じ取ってもらえているのかなと思っております。

あと、ちょっと先ほど申し上げていない部分で言いますと、小学校ですと、例えば農協さんから苗を頂いて、学校の近くの畑でトマトとかキュウリとか、そういった部分の収穫体験もしているというところで、本当に地域の皆さん、あと地域の団体、そういった法人の方々の協力を得て、今体験の活動ができていうふうに思っているところです。

議長 刈田敏君。

11番 体験学習としては、様々なことをやっているということでの理解です。

食育面の3つの柱としては、今おっしゃられたように安全で安心な食料の学び、選食力といえますか、それから収穫祭などによる食文化の学び、共食、持続可能な食生活の学び、環境、食料問題等についても様々な体験を通して生徒、それから児童たちが感じているのかなと思いますけれども、今の農業の情勢を見ると、もうちょっといろいろな形で発展させていくことも必要なのかなと思っておりすけれども、このような形で指導を受けているわけですが、関連して質問しますけれども、食育アドバイザーというような形なのか、どのような方が指導者としてこういう農業体験に携わっているのか、その辺お伺いしたいと思います。

議長 学務課長。

学務課長 実際の農作業の部分の体験活動につきましては、本当に地域のボランティアの方々、あと農業法人の方々の協力を得て、実際に田植とかですと直接植える部分もあれば、あとは農業法人さんの機械等に実際に乗せていただいて体験できるとか、そういった部分、実際ただ植えるというだけではなくて、機械作業といった部分、そういった部分も体験できる学びになっているなど、本当に地域の方々の協力があってできている部分だと感じているところです。

議長 刈田敏君。

11番 JAさんとか地域の方々と一緒になって、今現状学んでいるということであると思います。

自分の体験からですと、沢内地区の教育振興会の志賀来実践班において、毎年農作業の体験をしているわけですが、これも新町地区農地・水・環境保全会と連携して農業体験交流事業ということで行っていますし、あとは老人クラブの皆さんと一緒にやって、

和気あいあいとして体験をしながら、その地域との関わりを持っているものだと思います。大変有意義な学習体験だと思います。やっぱりこういう体験というのは非常に必要で、全国的にも全てこういう形でやれるかとなれば、なかなか大変で、そういう点では西和賀町は、そういう地域の中では大変環境には優れているものだと思います。

子供たちと一緒に田植、稲刈り、はせがけまで、世代を超えて一緒にやっている作業面では、人間力を高めるものが非常に大きいのかなと思います。新聞等で、連日のように様々な地域でも田植とか、そういうやつが報道されていますけれども、このことは非常に重要と改めて感じていますし、農業への理解も広がり、今後本当に重要な事業と考えております。

そこで、次の質問に入りますけれども、児童生徒に対する農業体験は、長期的に見て必要不可欠と考えるが、町としての農業体験のあり方についての考えをお伺いいたします。

議長 学務課長。

学務課長 今後の農業体験のあり方についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、西和賀町の基幹産業である農業に触れ合う機会は、とても大切なことであると考えております。このことは、西和賀町を深く知り、ここで生まれ育った喜びを生み、地域への愛情を持った子供たちを育てることになるなど、とても大きな経験につながるものです。

引き続き地域から協力をいただき、農業体験をはじめ森林体験学習など、環境を生かした自然体験活動や職場体験、ボランティア活動など、多様な経験による児童生徒の豊かな心の育成に取り組んでまいりたいと思います。

議長 刈田敏君。

11番 とても必要なことだと思うのですが、なかなかやっぱり一緒になってやって

くれる人材的なものが今後課題になってくるのではないかなと思いますので、その点も踏まえながら、何とかこういう体験を続けながら、子供たちがいろいろな勉強をしながら農業に興味を持つとか、農業の大切さとか、そういうものを実感していただければと思いますけれども、今後の展望としては、やっぱり産業としての将来の担い手の面であります。先ほども申しましたけれども、そういう体験を通じながら、やっぱり農業の面白さ、すばらしさというものをどうにかつなげていければと思いますし、あとは食育の中では、食料の問題に対しての関心を持ちながら、ちょっといろいろ高度的なこともありますけれども、やっぱり食料の問題を真剣に考えていけるような、そんな教育もこの中では培われていくのだと思います。

それから、何よりも地域との関わり方、ふだん話することがない老人クラブの方々や、そういう同じ田植をする中で、家族、お父さん、お母さんとかと一緒にやるという、その中でのコミュニケーションというのが非常に大切なものだと思います。私が小学校の頃は、米作りは、家族はもちろん親戚が集まりまして、私ら小学生は根っこ運びと根っこ投げがまず主な役割でしたけれども、子供ながらに様々なことを学んだと今感じております。

田植の体験で新聞に載っていたのですけれども、手で植えるより機械のほうがよいと思ったという子供さんのお話がありましたけれども、まさに体験をして初めて機械化だったり、自分が手で植える田植が大変だったとか、そういうところまで覚える、本当に今までも話したのですけれども、この重要性というものが非常に大切なのだと思います。

各学校で、全てにおいて農業体験は大体行っているような形なのでしょうか。その辺はどういう形なのかお伺いします。

議長 学務課長。

学務課長 小学校においては、両小学校とも収穫の体験をしておりますし、中学校においては職場体験の部分で、両方しているという状況になります。

先ほど議員さんからもありましたけれども、農作物を育てる魅力と収穫の喜びを経験させるということもありますけれども、地域との関わりどころが大きいと思っております。実際収穫したお米でおにぎりを作って、こういった関わってくださった方々に提供しながら感謝の言葉を述べたりとか、そういった地域との関わりも非常に重要な部分であるというふうに感じておりますので、今後ともこの事業につきましては続けていきたいと思っております。

議長 刈田敏君。

1 1 番 あとは、やはりまた保育所の中でも様々体験しているというのもありましたし、それは今湯田と沢内と1つずつになって、今までもやってきましたけれども、これからのやり方もあると思いますけれども、加えてそういう形を何とかつくっていただければと思います。

次の質問に入りますけれども、これはいわゆる児童生徒という子供たちですけれども、やっぱり大人の農業体験というものも今必要なのではないかとということで、議論されてきているような話がありました。様々その面で、重要性についても感じております。大人が考えるといいますか、大人が将来に向けての食料問題であったり農業のあり方など、大きな問題をどのように真剣に考えていくかというのが将来の西和賀にとって重要だということで、これについていろいろ今後も探っていかなければならないと思いますけれども。

次の質問に入りますけれども、(3)として、産業振興における自然の中で心身ともにリフレッシュできる、地元食材を活用した料理教室等を盛り込んだ農業体験についてお伺

いたします。

議長 農林課長。

農林課長 おはようございます。では、私のほうからお答えいたしたいと思います。

町では、現在民間団体等の活動での農業体験や自然体験として、錦秋湖を活用したSUPやカヤック、それから北部地域で行われているワラビ圃場付貸し農園、観光わらび園等、農業だけでなく、体験ツアーの素材はたくさん芽生えているものと考えております。また、民間と行政が連携し、西わらびのPRを目的とした料理教室なども開催しております。国でも各省庁において、農山漁村における農林漁業体験、宿泊体験を推進しております。

こうしたことから、人口減少が避けられない中において、今後まちににぎわいを取り戻していくためには、他地域からの関係人口の構築に取り組んでいくことが必要であり、町内で行われている様々な取組をもっと掘り起こし、町外に情報発信していかなければならないものと考えております。

現在一つ一つのメニューは、それほど大きな規模ではありませんけれども、これが複合して伸びていくことで、地元食材や人材の活用が進み、産業振興としても重要な取組となるものと考えております。

以上です。

議長 刈田敏君。

11番 まさに連携プレー、農業と今産業の部分で言いましたけれども、全てがつながっていくということは間違いがありませんので、ましてこの小さい本町においては、全てつなげることがほかよりは可能性が高いと感じております。

そこで、町長にお伺いしたいのですが、総合拠点施設の管理についての考え方として、今話してきた中で、やっぱり今後の計画の中にも盛り込まれているようです、こういう産業のことに関しては。やはり農業振

興の一環として、商品開発とか販売も重要ですけれども、こういう人材育成、持続可能な農業と関連するような具体的なものをつくり打ち出していく必要があるのではないかと思いますけれども、その点について総合拠点施設の一環としての、やっぱりそういうのをぜひとも盛り込んでいく必要があるのではないかと思いますけれども、その考えはどのよう

議長 町長。

町長 農業体験等についてもご質問いただいております。そしてまた、複合拠点施設のあり方と、今後どういうふうな位置づけで考えているのか、あるいは考えていることがあるのかというふうなことでお答えさせていただきたいと思います。

複合拠点施設につきましては、総合計画で位置づけておりますように、西和賀町のにぎわいを創造していく上で大きな取組であるということで、それに向かって今いろいろな課題に向き合っているところでございます。当初総合計画で位置づけた防災拠点であるとか、あるいは地域の情報発信であるとか、あるいは生活基盤に関わるサービス供給であるとか、そういうところを主体に今検討しているところでございますけれども、今後にぎわいを創造していくという点におきましては、複合拠点施設は単にそこに位置するというだけではなくて、これまで課題とされてきておりました各地域での産直施設であったり、あるいは個人でいろいろ取り組まれている農産物の販売であったり、ショップであったりというようなものを視野に入れて、町の限られた資源、人材の中で、いかにそこをしっかりと結びつけて情報発信、そして人を引きつけていくかということを考える機会というふうなことも位置づけておりますので、今いろいろご指摘いただいたことをしっかりと踏まえながら、今後さらにその実現に向けて取り組んでまいりた

いし、そういう波及効果を期待したいというふうに思っているところでございます。

議長 刈田敏君。

11番 やはりこの拠点施設は、町にとって持続していくための一大事業と考えますし、まさにその中に産業として、また地域が一体としてやれるものをやっぱり早々に議論しながら、計画の中に何とか入れ込んでいっていただければと思います。

次の質問に入ります。（４）ということで、また戻るような形で、生涯学習教育において、先ほどもありましたけれども、地域づくりの観点から、世代間の交流や農業の現状を知るための農業体験は非常に重要であると考えます。生涯学習の一環としての農業体験を学ぶ機会を設けてはどうか、今後のあり方についてお伺いいたします。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは、生涯学習の一環として、農業体験を学ぶ機会を設けることについてお答えします。

当課の対応としては、出前講座や町民大学の活用ということが考えられますが、今後要望があれば、農林課をはじめとする農業関係団体と連携して実施を検討したいと考えております。

以上です。

議長 刈田敏君。

11番 この辺は、全てやっぱりつながりながらやっていくということが、全ての面において発展していくのかなと思います。産業振興というと、今は観光商工課とか農林課とか、こうあるわけですが、縦割りでは非常にいろいろな面で難しい点があると思うので、やっぱり連携した中で産業振興を進めていく、その中心になるのが拠点施設等にあればまた非常に有効だと思いますし、生涯学習の上でも、これは進めていただければと思います。

ただこういう講座ありますよと言っただけ

では、なかなか興味がある方とない方がいるわけで、この点はもう少し考えながら、必要不可欠なのだというをちょっと前提にして、やはり町のほうで率先して、こういうことも進めていかなければならないのかなと思っております。

今回の質問では、西和賀の基盤産業である農業を今後どのような形で持続、発展させていくかという視点から、農業体験というのは非常に重要なのだということをお互い理解したところだと思いますけれども、次のステップとして、やっぱり複合拠点施設計画への教育、産業面としての取組も必要だということで、町長のほうからも、そういう考えを持っているということですので、これを大きな目標にして、着々と事を進めていただければと思います。

今回はここで一般質問は終わりますけれども、限られた財政の中で何を持っていくかといったときに、やっぱり一番大変なのは人と人のつながりと、あと考えを１つにまとめていくということが重要だと思います。この町に住んでよかったと思えるような町を皆さんで目指して頑張りましょうということを申し上げまして、私の今回の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長 以上で刈田敏君の一般質問を終結します。

ここで10時45分まで休憩いたします。

午前10時35分 休 憩

午前10時45分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順2番、真嶋実君の質問を許します。

真嶋実君。

2番 議席番号2番、真嶋実です。どうぞよろしく願いいたします。

総合型地域スポーツクラブは、第2次西和

賀町教育振興基本計画の主要施策として位置づけられ、休日部活動の地域移行の受皿として、学校教職員の働き方改革の課題解決策としても強く期待されているところです。については、同事業の進展状況、課題、今後の展開方策についてお伺いいたします。

まず、（１）番です。総合型地域スポーツクラブの設置について、昨年６月定例会で普本歌織議員の一般質問に対し、令和７年度中の設置に向け取組を進めるとの答弁がなされておりますが、現時点での組織整備状況をお伺いいたします。

議長 内記町長。

町長 ただいまのご質問につきましては、担当課長から答弁します。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 総合型地域スポーツクラブの組織整備状況についてお答えします。

令和７年５月に町内のスポーツ団体関係者や学識経験者等で構成する設立準備委員会を設置し、協議を重ねてきたところですが、組織の方向性が決まり、令和８年１月に設立を行ったところです。ちなみに、法人登記は令和８年４月に完了しております。

現在、令和８年７月をめどに第１回総会を開催する予定で事業計画や予算の検討を行っているところでございます。

以上です。

議長 真嶋実君。

２番 ありがとうございます。では、その設立された一般社団法人の概要について、定款に記される事業内容と、今後实际的な事業展開の方向性で、どのような事業を想定しているかについてお伺いいたします。

議長 暫時休憩します。

午前１０時５２分 休 憩

午前１０時５２分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

教育長。

教育長 今後の方針含め、定款に書かれている内容等についてちょっと確認させていただきます。

目的とすれば、町民一人一人の健康保持・増進及び子育ての支援や青少年の健全育成並びにスポーツ競技力の向上、文化の向上を図るというふうなうたっておりますし、そのような会議をしてきました。

具体的な事業とすれば、やはりその目的に沿った形におきまして、健全育成に関わること、それから各種大会や企画運営に関わること、スポーツの強化に関わること、それから組織運営、文化活動の実施及び運営に関わること、あと広報活動、そしてスポーツ・文化の管理に関わって、運営施設も含めてですが、そのようなこと、指定管理も含めての形になりますけれども、そうしていくということで、以上のような、大きく言えば町民の健康の増進を狙いとして、誰でも、どこでも、いろんな形でスポーツに取り組める環境を通した健康づくり及び地域づくりというふうな事業を今後検討し、展開していくということで、具体的なことはこれから総会等並びにいろんな話合いにおいて実施してまいりたいつもりであります。

議長 真嶋実君。

２番 それでは、その法人の理事構成についてはどのような構成になっているか。これからになるのか、ちょっとあれですけども。でも、登記されているということですから、理事はもう登記されているということですよ。新たな法人と、これまでもう既にある体育協会、そして町役場、行政当局との関係はどのように捉えて考えればよいのかについてお伺いします。

議長 教育長。

教育長 具体的な理事さんのお名前は、ここでは差し控えますけれども、学校関係者もいますし、それからスポーツに関わって、今まで

多様な経験を有した方々に入っていていただいているところがありますし、地域全体を見ている方々にも入っていただき、現在のところ9名ほどで構成されているところです。

議長 真嶋実君。

2番 学校関係の方も入られているということだと、転勤等々があるたびに登記の変更手続きをしながらこの運営を進めていくという考え方でよろしいでしょうか。

議長 教育長。

教育長 そのような形になると思います。考えております。

議長 真嶋実君。

2番 では、(2)番に移ります。

5月26日のNHKの岩手版のニュースによりますと、岩手県は中学校の休日の部活動について、今年度から2028年度までの3年間で、全ての市町村で地域展開の実現に向けた取組に着手するとの方針を示しているということでしたけれども、県の方針を受けて西和賀町に今後求められる課題は何かをお伺いいたします。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 中学校の休日部活動地域展開に関し、西和賀町に今後求められる課題についてお答えします。

西和賀町においては、既に令和5年度から中学校の休日部活動の地域展開に取り組んでおります。その中で課題と考えていることは、指導者の確保、子供の送迎、保護者の費用負担の3点です。

初めに、指導者の確保です。外部指導者が複数いない部が多く、指導者が休みを取りづらい状況にあることです。先生の協力を得ながら行うこともあります。今後このような状況の解消に向けて、関係機関と連携しながら指導者確保に当たる必要があります。

2点目は、子供たちの送迎についてです。練習場所や大会会場が遠い場合、安全に移動

する手段が少ない状況です。スクールバスや町民バスの活用等を検討し、各家庭での負担が過大とならないよう支援をしていく必要があると考えております。

3点目は、保護者の費用負担についてです。現在は、国の補助事業を活用して指導者への謝金や物品の購入を行っておりますが、補助事業が終了した際に、その費用をどこで負担していくのか今後課題になると考えています。以上です。

議長 真嶋実君。

2番 今いただいた答弁の中にちょっと出てこなかったかなと思うのですが、私のほうで認識しているものとしては、現在活動している中学校の部活動種目と、それから総合型地域スポーツクラブと、それぞれ体育の競技種目があると思うのですが、その組合せがうまくいかないと、連携というのもうまくいかないのではないかなと思いますけれども、現状としてはどうなっているのでしょうか。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えします。

当然中学校の部活動で全ての希望を満たすことができないということで、そこから漏れる部分に関して、スポーツ活動ですとか文化活動に関して、スポーツ教室という形で種目を設けて対応しているという状況でございますけれども、当然いろんな意見ですとか希望というものがありますので、そういったものを伺いながら、今後あり方というものをさらに考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

議長 真嶋実君。

2番 具体的には、中学校でいきますと、2校合わせてになりますか、野球、ソフトテニス、バレーボール、卓球、ソフトボール、バドミントン、柔道、スキー、スキーは特設と

なることでしょうか、というような構成があるように、この春の段階では把握しておりますけれども、町のほうのスポーツクラブで実施している教室は、今の説明ですと、むしろそれに入らないというか、部活動に入っていないものをむしろ種目として子供たちが体験する機会を設けているという説明かなと感じましたが、一方で休日、土日対応という教職員の働き方という側面で行くと、種目がずれているとなかなか連携が難しいのかなというふうに思うのですけれども、そこについての考え方はいかがでしょうか。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えします。

種目が全て一致しなければということだったのですけれども、うちの地域スポーツコーディネーターですとか、あるいは文化活動で指導できるという方もいらっしゃいますので、そういった方がいらっしゃれば種目というものを設けますし、あとは当然休日の部活動の指導者がいればということですが、そういったことで全て重なっているわけではなくて、一方で個別に指導ができる種目があれば、そういったものも入れながら希望に応えていくということで取り組んでいるということでございます。

議長 教育長。

教育長 補足させていただきたいと思います。

各クラブの指導者につきましては、クラブ支援としてこちらから指導者の要請をしております。全てのクラブに指導員を配置しております。ですから、一致していないわけではなく、働き方改革に合わせて時間確保とかについては努めてまいっておりますし、平日等についても可能な指導者をまた送り込んでいますし、教職員の負担軽減にも関わっております。

それから、開催しているスポーツ教室ですけれども、例えばバスケットボールだとか、

あと吹奏楽クラブとか、これからもやっていくことになるかと思いますが、学校にない部分についても補った形で、文化的なものについても関わってきているということで、他の市町村に比較して、町としては大分進んでいるようには思っているところですし、ただ、今後も検討を進めていかなければならないなと思っております。

昨日まで行われた地区中総体も見てきましたけれども、それぞれの地域で、北上市もいろいろ工夫されて進められておりますので、連携を図りながら進めていくつもりでいるところです。

以上です。

議長 真嶋実君。

2番 ありがとうございます。

そうすると、各月ごとにスポーツクラブのご案内というような形で幾つかの種目、文化活動も含めて、教室の案内を出されているようですけれども、それとは別に、これはもうそうすると土日、休日だけではない、いわゆる中学校の部活動の平常からの支援、指導員というような形を配置していて、それも地域スポーツクラブの中に位置づけられるということなのでしょうか。

議長 学務課長。

学務課長 私のほうからお答えさせていただきますと、平日の部活動指導員ということで、平日の活動については学務課のほうで部活動指導員をお願いしているという形になります。休日の部分の活動については、地域スポーツクラブのほうで部活動指導員の方が、同じ方が指導員を引き受けていますので、実際は同じ方が指導できるという体制になっているところでした。

議長 真嶋実君。

2番 少し具体的な内容が理解できてきました。

では、続いてですけれども、スポーツクラ

ブの先ほど話したような各教室、スポーツ教室ですか、で案内されている活動とは別に、従来から、私なんかの子育てしていた時代からのスポーツ少年団というような形で活動していて、このスポーツ教室に入っていないようなものもあるかと思うのですけれども、今後そういうような種目、例えば水泳とか、あるいは冬期間のスキーはスポーツ教室に入っているのかどうか、ちょっと季節的なチラシ見ていないのであれですけれども、例えば水泳とかになるのでしょうか、とかは今のところ総合型地域スポーツクラブと別組織になっているのかなと思うのですけれども、そういうところは今後どのようになっていくのかという考えをお聞かせください。

議長 教育長。

教育長 今後のことについては、まだ今後、やはり拠点の施設とか、それからそれを支える役員、具体的な事務局員等々をどれくらい抱えることができるかなど検討していきながらできることをやっていく、私たちも必要だなと思うところをつくり上げていくという形になりますので、まず現在のところをいかに継続していくか、または役員を増やしていくかということは今検討中ということで、ご理解いただきたいと思います。

議長 真嶋実君。

2 番 今までの質問の中である程度回答が含まれていたかもしれませんが、私が調べた資料の中で言いますと、今年の3月24日に県のほうで、岩手県における地域クラブ活動の在り方に関する協議会というのが開催されておりまして、その中でも西和賀が国からの事業に継続で取り組んでいらっしゃると。そういう中で、地域の課題として地域展開に対する町の方向性について、学校、指導者の考え方とすり合わせについてが記述されておりましたけれども、その課題について町は今どのように捉えて、どのような解決の方向

に向かっているのかお聞かせ願います。

議長 教育長。

教育長 学校と指導者の考え方のすり合わせ、まず初めにその件については、これは検討委員会のときも学校の方々に入っていただいていますし、それから研修会についても同席しながらいろいろと検討を重ねているところですので、取りあえず方向性については共通認識ができているものと考えております。

ただ、具体的な課題は何ですかとなると、実質その会場に行くまでの足の確保だとか、それから費用面の問題だとか、保険の問題だとか、いろいろありますので、それらはこれから今後解決していくことになると考えております。

議長 真嶋実君。

2 番 それでは、(2)について最後になると思いますけれども、もう一点。今も送迎のことが話題になっておりましたけれども、去る5月6日、福島県の磐越道で、新潟県の高校の部活動の練習試合への移動中、バスが大破し、生徒1人が死亡するという痛ましい事故がありました。この事故を受けて、部活動中の移動について当町でもリスク点検などをなされて、また改善の課題などが見えてきたような点はあったでしょうか。

議長 学務課長。

学務課長 部活の送迎に関しましては、地区大会、あと県大会、東北とか全国とか、そういった場合につきましては、教育委員会のほうでバスのほうを出して出場しているところです。

ただ、練習試合になりますと、現状としては保護者の皆さんが送迎をしているという部分になります。ですので、今回の事故を受けて、中学校さんのほうでも改めて保護者の皆さんと、注意喚起と言ったらなんですけれども、送迎の部分、気をつけていきたいと思います。この部分の周知というか、対応というか、そ

ういった部分はさせていただいているところ
ですし、教育委員会としてもバス送迎の部分
というのは気をつけていかなければならない
など改めて話し合っているところです。

以上です。

議長 真嶋実君。

2 番 ふだんのかなり過重なお仕事の中で、
安全確保というのは大変だと思いますけれど
も、よろしく願いいたします。

では続いて、（３）です。保護者等への説
明について、昨年６月定例会において普本歌
織議員の一般質問に対し、総合型地域スポー
ツクラブについては検討委員会を設置し、具
体的な内容について詳細を現在検討しており、
それらを整理して説明し、保護者等へ不安を
解消する機会を設けたいとの答弁をされてお
りますけれども、検討委員会の実施経過と検
討内容をお伺いいたします。

また、保護者等への説明機会は設けられた
かもお伺いいたします。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 検討委員会の実施経過と検討内
容、保護者等への説明機会についてお答えし
ます。

初めに、検討委員会の実施状況についてで
すが、令和７年度は合計で３回開催し、中学
校の部活動の現状把握、本クラブが関われる
スポーツや文化活動の種目、周知方法、役員
の配置などといった事項について検討しまし
た。

次に、保護者等への説明機会についてです
が、令和５年度から実証事業に取り組む中で、
父母会の代表者への説明と意見交換を行って
きました。

また、指導者等に対しては、本クラブの理
念や健全な活動が行われることを目的とした
スポーツインテグリティ研修に参加していた
だき、理解を図ってまいりました。

保護者等への説明につきましては、さきの

説明のとおり各部の父母会に説明し、理解を
図ってきたところでございますが、今後は学
校と調整しながら、保護者、生徒への説明の
機会を設けたいと考えているところでござい
ます。

以上です。

議長 真嶋実君。

2 番 ありがとうございます。その検討委員
会３回開かれたということですが、検討
委員会の構成というのは、役場の職員の中
で行っている検討会なのか、今回新たに設
立された法人等の理事さんなども視野に入
れて、外部、また保護者、法人の中にも入
っているかもしれませんけれども、保護者
さんなども含めたような検討を行ってき
たのかお伺いします。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えします。

役場の関係者も当然いますけれども、ス
ポーツの指導者ですとか、あるいは今回一
般社団法人設立に当たっての理事さん等も
入りながら検討を進めてきたということで
ございます。

以上です。

議長 真嶋実君。

2 番 続いて、説明会については保護者の
代表者への説明ということが説明ありまし
たけれども、ちょっとその後はっきりしな
かったのですけれども、各種目の保護者会
とか、保護者全体に関わる部分での説明
会が行われているのか、また今後の開催
の予定があるのかお伺いします。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えします。

先ほどの答弁と重なるところがあります
けれども、父母会の代表者ですとか指導
者に対しては、研修会等があるたびにい
ろんな説明をしてきているのですけれど
も、保護者全体という部分ではまだ説明
しておりませんので、

今後実証機会を検討していきたいというふう
に考えております。

以上です。

議長 真嶋実君。

2 番 それでは次、（４）に移らせていただ
きます。

町内にある体育、運動の施設の管理運営を
効果的に行うという視点から考えますと、総
合型地域スポーツクラブの役割についてどの
ように考えているか。先ほど定款等でお聞き
したときにも、施設運営、指定管理というよ
うな言葉も若干出ておりましたけれども、具
体的に今後の考え方をお伺いします。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 総合型地域スポーツクラブの役
割についてお答えします。

将来的には、スポーツ施設の管理を指定管
理者制度により受託するとともに、スポーツ
教室や健康に関わる自主事業を開催し、町民
の交流も図ることができるよう、施設の積極
的な活用を検討していきたいというふうにな
考えております。

以上です。

議長 真嶋実君。

2 番 ありがとうございます。指定管理にし
ながらというのがやっぱり課題になってくる
のかなと私も考えておりましたけれども、実
際町の人口減少、それから少子化の中でもス
ポーツに関しては様々なニーズがあるという
中で、個別の施設や競技種目ごとに管理運
営を続けていくのはなかなか難しいのではない
のかなと、人材的にも人のパワーとして。総
合型地域スポーツクラブを核としながら、各
施設を一括管理していくことが必要ではない
かなと思いますけれども、これまでの指定管
理まではいかなくても、ある程度施設ごと
に種目ごとの団体が関わっているということ
があるかなと思いますけれども、そこを今後
法人ができたことによってどのように回して
いく

のかということ。

それからあと、ちょっと可能性の問題で申
し訳ないのですけども、人材確保は当然こ
れまでですとボランティアで行われてきた種
目団体がほとんどだと思いますけれども、こ
の総合型地域スポーツクラブになることによ
って、やはり指定管理等々含めると、専従
の人材が必要になってくるのではないかなと
思います。

そのときに財源として考えるとき、例えば
集落支援員について新しい形態で今動きが出
ておりますけれども、前に総合型地域スポー
ツクラブの活動範囲について県の勉強会で学
んだとき、スポーツだけではないよ、文化も
あるよ、そして地域運営に関わるようなこと
もあるよというような、その可能性について
お話を聞いたことがありますけれども、そう
いう中で施設運営、受託管理などをしていく
ときに、人をどのように手当てしていくか
ということについて、その可能性があるのか
どうなのか、ちょっとお伺いしたいと思
います。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えします。

施設の一括管理のお話がありましたけれど
も、当然対応する人材というものが確保で
きなければ、そういった施設を管理すること
はできませんし、当然その人が管理するとい
うことは、財源がなければできないという
こととなります。したがって、人材がたく
さんいれば、当然その施設全てという話に
もなるかと思うのですが、そこはやはり難
しい部分はあるのかなというふうに思っ
ております。

財源につきましても、スポーツだけではなく
てという、文化的なもの等々話がありま
したけれども、今その財源として頭にある
のがスポーツのくじ、t o t oのくじとい
ったものがあるのですけども、そのほかに
どうい

った形で財源を確保していくかというのも頭の痛いというか、悩ましい課題であるというふうに思います。そういった財源の裏づけに基づきながら人を確保して、それに基づいてどういうふうに施設を管理していくのかということを考えなければいけないのですけれども、ちょっと今のところ具体的な話はできないのですけれども、そういった課題を踏まえながら今後の施設管理、どこまでできるかというのは検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長 真嶋実君。

2 番 ありがとうございます。教育分野から考えられる財源についてはそのとおりかと思うのですけれども、先ほど話したような集落支援員というような制度ですと、その枠を超えるかとは思いますが、検討の余地がないのか。すぐにできる、できないというのは難しいかと思いますが、その可能性についてお答えいただければうれしいです。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えします。

一般社団法人の総合型地域スポーツクラブの運営のために、今現在地域おこし協力隊を募集しているところでございます。そういった方の活用も含めながら今後対応を検討していきたいと思います。

以上です。

議長 真嶋実君。

2 番 ありがとうございます。積極的に人材を確保できる方法を検討いただければと思います。

協力隊については、卒業というある程度の期限がありますので、その期限を過ぎた後を考えるとき、先ほど私から話したようなことも検討に値しないのかどうか、考えていただければなと思いますけれども。

それでは、（５）番になります。総合型地

域スポーツクラブ設置の一環として、昨年度からスポーツ教室を町が主催する形で試験的に運営しておりますが、現時点での成果と課題をどのように検証しているのでしょうか。

総合型地域クラブの機能としては、スポーツ教室、休日部活動の受皿のほかに、既存のスポーツ少年団のような地域クラブ活動や文化活動、地域づくり活動まで、様々な形態と可能性があると考えておりますが、西和賀町で活動を具体化していく際にどのような展開を考えているか、改めてお伺いします。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 最初に、スポーツ教室の成果と課題についてお答えします。

昨年度から試験的に実施しているスポーツ教室につきましては、多くの児童生徒や住民の皆様に参加いただき、おおむね良好な評価をいただいております。成果としては、専門的な指導を受ける機会が増えたこと、児童生徒が複数の競技を体験できるといったことです。

一方、課題としては、周知の方法、ニーズの集約、指導者の謝金など、必要な財源をいかに確保していくのかといったことであると考えております。

次に、総合型地域スポーツクラブの今後の展開についてお答えします。スポーツ庁では、将来的にスポーツ少年団と地域スポーツクラブとを一体化させていく構想を打ち出しておりますが、当面は部活動の地域移行や出前講座の受託に加え、体育協会やスポーツ少年団の事務機能の受託、各種スポーツ教室や健康に関わるイベント、指導者及び保護者向けの研修事業に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

議長 真嶋実君。

2 番 先ほどの質問とも重なるところでありますけれども、体育協会については、そうす

ると事務を受託するという形で、一体化というよりは二重構造というか、2つの組織を維持しながらそれを近づけていくという考え方でしょうか。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 複数の組織を全部くっつけてしまうのではなくて、今話にあったとおりですけども、事務機能を受託するというふうな考え方で、組織は残して進んでいくというふうな考え方で進めたいと思います。

以上です。

議長 真嶋実君。

2 番 部活動の休日の受入れについて、私スポーツ教室を前提に、事前に考えていたところで、実際にスポーツクラブの教室への部活動の休日活動の受入れは始まっているのかどうなのかというような思いを持っていましたが、先ほどの説明でいくと、部活動の活動自体が各種スポーツ教室に入っていくのではなくて、指導員さんを配置することによって学校の中で完結して進めていくという考え方でしょうか。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えします。

平日の部活動の部分は、指導者派遣ということで学務課の所管ということになりますけれども、休日のほうは平日部活動と同じ方が休日にも指導するといったことで、こちらは生涯学習課の担当ということで、全部網羅されているという形になっております。

以上です。

議長 真嶋実君。

2 番 所管については先ほどの説明で理解していたのですが、実際どう回していくのかなというところで、土日ですとスポーツ教室、かなり地域に開かれているような形で活動していると思いますけれども、そこに中学生が入っていくのではなくて、中学生の部活という閉じた練習、形態を続けていくのか

という確認でした。

議長 生涯学習部長。

生涯学習課長 お答えします。

あくまでも部活動のように閉じたということではなくて、先ほどの答弁と重なりますけれども、複数の種目を経験したりですとか、そういったことも可能なことにしておりますので、それ一本でやってくれということではなくて、いろんなことを経験していただくというような機会としてスポーツ教室というものを設けております。スポーツですとか文化もというふうな希望があれば、そういったものを体験できるような形で、今開催させていただいているということでございます。

以上です。

議長 真嶋実君。

2 番 ちょっと質問した点と明確に見えないところがありますけれども、そこはまず置いておきまして、それではもう一点は、現在行われているスポーツクラブによる教室ですか、学校の部活動でできないような種目ということで、現在部活動が設定されていないような種目でもできるようにということで設定されているということでしたけれども、その部分には、今中学校2校が同じ種目を全部持っているわけではなくて、1校の部活動にはないけれども、もう一校にあって、その種目でスポーツ教室が開催されているというようなこともあると思います。実際あるようすけれども。

そういう中で、例えば小学生がある種目に取り組んでいると。それが自分の通う中学校には部活動がなく、もう一校には部活動があるよというようなこともだんだん起こってくると思うのですけれども、その場合学校の枠を超えてというか、敷居を低くして、そういう子供たちが小学生の頃から親しんできたスポーツ種目を中学校の部活動として継続して続けられるような取組については何か考え

はあるでしょうか。

議長 教育長。

教育長 今真嶋議員さんがおっしゃったようにしていきたいなというところであります。例えばバレーボール競技ですけれども、小学生も入ってやっていました。そして、沢内地区の子供たちも参加しておりましたし、湯田地区の子供たちも参加していて、今回まず今のところはまだ湯田地区は湯田地区で6人いましたので、先日行われた大会には出ましたが、この後人数が足りなくなってくる。それで、沢内中学校さんでもバレーボールをやりたいという声がありましたので、いろいろ連携を図りながら、その橋渡しができる形で、総合型スポーツクラブのほうで少し支援ができればいいかなというふうに思っております。

ですので、これから人口減が進む中において様々な世代が参加していきますが、私たちも指導員がいなくて新たなクラブ、教室を発足させるというのはかなり難しい面がありますので、現在町の中にいる指導者に活躍していただきまして、それを途切れさせないような方法を導いていきたいと思ひますし、また力が出てきた場合については、また発展していきたいと思ひておりますが、いろんな世代の子供たちと中学校の部活動のあり方、もしかすると高校の部活動のあり方とか、社会人のクラブのあり方とか、いろいろ考えていくきっかけづくりになって、一つの町のスポーツ全体を見通していけるような形として、そういう組織が立ち上がっていくことを今狙っているところですので、今ははっきりとすぐには言えませんが、それぞれの学校と協議もし合いながら、十分ニーズに応えられるような形で進めていきたいなというふうに思っております。

議長 真嶋実君。

2 番 大変力強い答弁ありがとうございます。旧町村の枠を超えて、それぞれが持つて

いた種目や文化に対する歴史、伝統を維持しながら、やはりもう20周年を超えておりますから、それぞれのエリアを越えた活動がどんどんできるようになるのはいいなと思っております。

その上で、学校の統合というのはもう少し慎重に考えながら、まずはそういう形で体育や文化活動で生徒同士の交流がどんどん進んでいくことを期待しております。

続いてもう一方で、これまで続けてきたいろいろなスポーツ少年団や部活動の中で、この急激な少子化の中で部活動維持、あるいはまた今回のスポーツクラブの維持が困難になるような状況も種目としては発生してくることもあると、もう現実に目の前に迫ってきていると思ひますけれども、その場合その地域のギャップを超えるだけでなく、世代間の部分についても、子供たちだけを対象とした活動をやっていると、どうしても少子化の中で種目が途切れてしまう、活動が途切れてしまうということが起こってくるかと思ひますけれども、また次の学年や世代で一度途切れた種目にチャレンジしてみたいというような子供が出てきたときに復活できるような筋道については考えはあるのでしょうかというか、ジュニアとシニアというような形でのスポーツクラブ活動をどう取り組むのかなというふうな思ひもあってなのですけれども、考えがありましたらお聞かせ願ひます。

議長 教育長。

教育長 今の質問は非常に難しい問題で、簡単に答えられる問題ではないというふうに考えております。

いずれ今このような状況がこの後5年先、10年先が見えない状況の中ですので、それらを総括的に考えるクラブ運営をしていけたらいいかなと思ひておりますので、その時々に合わせて対応を考えたいなというふうに思っております。

議長 真嶋実君。

2 番 最後の質問になります。

総合型地域スポーツクラブを、スポーツに限らず芸術文化や地域自治活動まで広げて捉えるという考え方については、今日の質問でも、また答弁の中でも出てきましたけれども、その点を考えたとき、先ほどの法人の今後の目標についても文化などがありましたが、今日の話題の中では学校の部活動があり、それからスポーツクラブがあり、そして体育協会がありという話題になっておりましたけれども、芸術文化についても、より連携が必要になってくるのではないかなと考えております。

先ほど話をしました県の8月の地域クラブ活動の在り方に関する協議会においても、出席者、構成者は県の中での文化分野、芸術分野の方も出席されているようです。ですので、今後この事業を前に進めていくときに、そういう方たちとの連携についてはどのような考えを持っているかお伺いします。

議長 教育長。

教育長 議員さんも町の芸文協のほうの関わりがあるかと思って、そういう面でもご質問されたかたと思っております。

いずれにしても、町のそういうスポーツや文化に関して総括的に見られる組織でありたいと思いますので、それぞれの関係者とは連携を図りながら、どのような運営をしていくのか、そこは検討していきますので、もちろん声をお互いに関わり合いながら進めていきたいというふうに考えているところにあります。よろしいでしょうか。

議長 真嶋実君。

2 番 ありがとうございました。本当に急激な少子化の中で、一つ一つの課題解決、とても難しい問題だと思いますけれども、今町が取り組もうとしている教育移住なども含めて、これらの子供たちの校外を含めた活動についてどのように展開していくかというのは非常

に重要であり、また希望でもあると思います。今日の質疑での答弁を聞いて、力強く思ったところもあるというところで、今日の私からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 以上で真嶋実君の一般質問を終結します。

ここで昼食のため午後1時まで休憩します。

午前 11時36分 休 憩

午後 1時00分 再 開

副議長 休憩を解き会議を再開します。

高橋雅一議長から早退の届出があり、これを受理しました。地方自治法第106条第1項の規定により、議長に代わって私、副議長の刈田敏が議長の職を行います。

出席議員数は11名であります。会議は成立しております。

午前中に引き続き一般質問を行います。

登壇順3番、高橋宏君の質問を許します。

高橋宏君。

8 番 高橋宏です。よろしくお願いいたします。季節の変わり目、ちょっと油断をいたしまして、夏風邪を引いてしまいました。熱は平熱なのですが、ちょっと喉のほうをやられて、お聞き苦しい点があるとは思いますが、ご了承くださいと思います。

それでは、通告している質問を、今回は1点なのですが、していきたいと思えます。今回は、地域委託型集落支援員制度についてお伺いいたします。

今年度から町では、地域委託型集落支援員制度を開始しております。議会でも議会報告会を、2月を中心に6地区でやったのですが、この中でも大変多くの地域からこの制度について、まだ始まったばかりということもありまして、制度の内容についての不安とか、どういうことなのだというような質問が多く出されましたので、私今回この質問をしていきたいというふうに思って、今日の質

間に至っております。よろしくお願いします。

それでは、町が今年度から始めている地域委託型支援員制度についてですけれども、今年度から始まった地域委託型の前に、前から町では町内6地区に集落支援員を配置しているということなのですから、現在いる集落支援員は地域型集落支援員制度が始まることによって、将来的に廃止するという方向なのか、それについてお伺いいたします。

副議長 町長。

町長 ただいまのご質問につきましては、担当課長から答弁します。

副議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

町では、人口減少や少子高齢化が進行する状況において、地域の住民が地域の問題を自らの課題として捉え、地域の実情に沿った施策を実施できるようにするため、6名の集落支援員を雇用し、集落支援センターを拠点に活動を展開しているところです。この制度をより地域住民の皆様に近い場所で、地域の直接的な課題解決に結びつけられるよう、地域づくり組織が集落支援員を雇用することができる地域委託型集落支援員制度を整備し、今年度から運用を開始しております。

ご質問の現行の集落支援員の廃止についてですが、町としては取組の趣旨からも、今後地域づくり組織に対しては、地域委託型集落支援員の活用を促していきたいと考えております。しかしながら、地域づくり組織の準備状況や受入れ態勢、また現在活動している支援員の雇用や位置づけなどにも配慮しながら、移行の時期や手法は適切に判断してまいりたいと考えております。

副議長 高橋宏君。

8番 一部現在の集落支援員の方々の中には、新しい制度が始まることによって、自分たちは必要なくなるのではないかというような話も出ているのですけれども、そういうような

誤解といいますか、認識の違いについては解消されているというふうな認識でいいのでしょうか。

副議長 総務課長。

総務課長 一部そういった誤解のようなお話もいただいておりますけれども、町としてはそういった委託型のほうに移行をしていきたいというところは説明してきているところで、解消してきているのではないかと考えております。

副議長 高橋宏君。

8番 町の地域に対する支援員制度について、今年度策定されました第3次西和賀町総合計画の中の75ページになるのですけれども、総合計画の中の第4節、生活環境・基盤、地域コミュニティの維持・活性化における成果指標というのが、75ページになるのですけれども、そこの成果指標には、地域型集落支援員を導入するに当たって、地域で策定しなければならない地域づくり計画の策定の目標数値が出ております。令和6年度末で1地域であって、令和12年度末までは7地域で地域づくり計画の策定を目標としております。

先ほどから申し上げています地域委託型集落支援員制度の導入についても、地域づくり計画の策定というのが大前提というふうに私は認識しているのですけれども、地域づくり計画の策定が7地域ということは、令和12年度まで、現在のところですが、地域委託型集落支援員は、町内7地域程度までには持っていきたいというような目標値という理解でいいのでしょうか。

副議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

町では、地域が主体的かつ持続的な地域運営につなげてもらうことを目指し、地域の人口推移や地域資源などの分析を踏まえた中長期的な地域活動の方針をまとめた地域づくり計画の策定を推進しているところであり、総

合計画の目標値としても位置づけております。地域づくり計画の策定には、地域点検の実施やアンケートの取りまとめ、合意形成に向けた協議などの作業が必要となりますので、委託型集落支援員の活動の一つとして、地域づくり計画の策定と実施までを伴走できるように制度を設計しているところです。

総合計画において、地域委託型集落支援員の配置目標人数は特段設定しておりませんが、こうしたことから地域委託型集落支援員の配置目標については、地域づくり計画の策定の目標値と連動するものと捉えているところです。

以上です。

副議長 高橋宏君。

8 番 では、確認なのですけれども、令和 6 年度末で地域づくり計画の策定は 1 地域あったということで、今年度から地域委託型集落支援員制度が 1 地域で採用されて始まっているというふうに聞いておりますし、6 月議会の補正においても、また地域型集落支援員制度を導入するという地域があるというふうに聞いているので、現在では地域づくり計画の策定は合計で 3 地域で策定しているということになるのでしょうか。

副議長 総務課長。

総務課長 まず、6 年度末で 1 地域ということですが、7 年度末でさらに 1 地区計画が策定されておりますし、今年度から 1 地区で現在計画を策定中となっております。

以上です。

副議長 高橋宏君。

8 番 現在策定中のところもあるということだったので、この集落支援員、これから質問する兼任型というものもあるのですが、集落支援員制度を導入するに当たっては、地域づくり計画をつくっていることが最低条件というふうに私は認識していたのですが、それが策定中であっても支援

員制度は利用できるということなのでしょう

か。

副議長 総務課長。

総務課長 地域づくり計画の部分ですけれども、地域委託型集落支援員につきましては、業務の一つとして計画策定が組み込まれておりますので、今年度から委託型として採用された地区で現在計画策定をしております。

ちょっと誤解があるかもしれないですが、地域づくり計画支援員というのがあります。こちらにつきましては、地域づくり計画を策定した後でなければ入れられない制度になっておりますので、そちらについてはやっぱり策定後という形になっているので、その部分でちょっと誤解というか、見解の違いがあったのではないかなと思っております。

副議長 高橋宏君。

8 番 では、兼任型というのもありますけれども、それについても地域づくり計画を策定するというのが業務の中に入っていれば、この計画を策定、完成していなくても兼任型の集落支援員制度も導入できるということではないのでしょうか。

副議長 総務課長。

総務課長 兼任型につきましては、地域づくり計画を策定した後でなければ採用できない形になっております。

副議長 高橋宏君。

8 番 新しい制度で、私もなかなか分からない部分がありましたけれども、それでは地域型集落支援員制度については、地域づくり計画の策定も業務の中に入っていれば、その前にも地域で採用できるということなようですので、理解しました。

それでは、地域で地域委託型集落支援員を採用、地域で支援員を採用するのですが、採用するに当たってまでの地域としての手続にはどのようなものがあるのか、どのような流れになっているのかについてお伺いし

ます。

副議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

主な導入の流れといたしましては、初めに地域づくり組織内において地域委託型集落支援員の活用について合意形成を図り、活動の担い手となる支援員候補者の選定を行っていただきます。

次に、業務委託実施計画書や就任承諾書など制度活用に必要な書類を作成の上、町に提出いただきます。その後、町と地域づくり組織との間で業務委託契約を締結いたします。その後、地域づくり組織において雇用契約の手続を進めていただき、最終的に町から支援員へ委嘱状を交付することで活動開始ということになります。

初めて本制度を導入する地域におかれましては、人材の選定方法や契約の手続などに不安を感じることもあるかと思います。町としては、採用に関する助言や書類作成の支援など、円滑に手続が進むようサポートに努めてまいりたいと考えております。

副議長 高橋宏君。

8 番 この制度が始まる前に町からは、国の制度のようだけれども、とにかくこういう制度があって、町でもこの制度を採用するので、人については地域で何とか見つけてくれと、それによって計画をつくってもらえれば、こちらから、国からというか、交付金補助があるからということだったので、人については地域で見つけなければいけないということは、地域でも分かっていると思います。

ただ、今説明あったように最終的にといいますか、雇用契約を結ばなければいけないというところで、先ほど言った議会報告会の中でも、いや、地域で人を雇用するというと保険掛けたりしなければいけない、そこまで自分たちでというのはハードルが高いというような不安の声が幾つか寄せられました。

次の質問に移るのですが、社会保険、労働保険の手続について、地域の人から聞いても、全く初めて素人の人がやるには、事務的にはなかなかハードルが高いのかなというような話がありました。そういう部分での事務的支援はあるのか。

また、現在いる会社の中でも社会保険労務士などを頼んだ場合のほうが、やはりプロに頼んだ場合は非常に事務的部分は早く進むというような話もあったのですが、当然その場合には費用がかかりますので、そういう場合の補助について町として現在考えているのか、その点についてお伺いします。

副議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

地域委託型集落支援員については、地域づくり組織が直接雇用することになりますので、集落支援員の給与等の支払いや社会保険の手続などは、雇用する地域づくり組織に対応してもらうこととなりますが、雇用された集落支援員に業務の中で対応してもらうことが可能ですし、事前の書類作成や手続などについては町でもサポートさせていただきます。

集落支援員の雇用関係については、町で雇用に係る手続をまとめた業務委託要領を作成し、地域づくり組織に提供しているほか、雇用に必要な就業規則についてもサンプルを作成し、活用を検討している地域づくり組織に提供しているところです。

また、広報6月号でも紹介させていただきましたが、今年度湯本温泉地区協議会において制度を活用し、委託型集落支援員の雇用をしており、雇用や手続についてのノウハウも蓄積しておりますので、そうした知見については活用を検討する地域にも展開してまいりたいと考えております。

また、サポートを受けた場合の補助金支給という部分についてですが、雇用や活動に係る経費も委託型支援員の委託費の対象として

おりますので、あらかじめ経費として入れ込んでいただければ、活用は可能となります。
副議長 高橋宏君。

8 番 ということは、前もって今言ったようなプロの方を頼んだ場合というか、そういう費用についても計上できるということではないのでしょうか。

副議長 総務課長。

総務課長 委託費の中で、そういった雇用に係る活動の部分でご支援をいただきたいといった経費が計上されて、予定されていれば、その費用として活用は可能となります。

副議長 高橋宏君。

8 番 先ほど言ったように、地域からはなかなかそういう点のハードルが高くてというような声があったので、今のようないことが地域の代表者には説明があるとは思いますが、広く今のようないことを伝えていただきたいと思いますし、新しく始まっている地域もあるようですので、制度としてはなかなか、こういう町にとってはいい制度だと思いますので、そこの始める前の不安解消のためにも情報提供していただきたいと思います。

先ほどから話が出ております兼任型の集落支援員も町内であるようですけれども、兼任型ということですから、当然何かの仕事に就かれている場合があると思います。その場合、その方がもう社会保険に加入していると、そういう場合でも新たにまた保険に加入ということは必要なのではないでしょうか。

副議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

本町では、兼任型の集落支援員を地域づくり計画支援員として位置づけ設置要綱を整備し、運用を行っているところです。

地域づくり計画支援員の活動内容は、地域づくり計画の内容の地域への浸透、地域づくり計画の具体的な取組の実施支援、地域づくり計画に関する話合いの促進、その他地域づ

くり計画の推進に必要な活動となっており、地域づくり計画を策定した地域づくり組織が活用できる制度となっております。

契約の形態としましては、地域づくり組織の実情に精通した個人に対し、地域づくり計画支援員として町が委託を行うものとなります。地域づくり組織が支援員を直接雇用する委託型支援員とは異なるため、社会保険への加入は不要となるものです。

副議長 高橋宏君。

8 番 ということは、繰り返しになりますけれども、この兼任型というのは地域で雇用しているということではなくて、先ほど話があったように、地域づくり計画をつくるのが大前提であるし、町が雇用しているので、また違うという理解でいいのですね。

副議長 総務課長。

総務課長 雇用ではなくて、委託するという形になっております。

副議長 高橋宏君。

8 番 そうすると、仕事の内容にも当然差が出てくるということになるのでしょうか。委託型の支援員と兼任型になると、ちょっと通告外になるかもしれないのですが、仕事の内容にも大きな差が出てくるということの理解でいいのでしょうか。

副議長 総務課長。

総務課長 あくまでも兼業型の支援員につきましては、地域づくり計画支援員ということで、策定済みの地域づくり計画を浸透させるとか、そういった推進していく活動のほうを主に担当するという形の業務となっております。

副議長 高橋宏君。

8 番 この制度を導入するに当たって、地域でいろんな会計が大変だから、そういう人が欲しいという話があったのですが、計画にそういうことが書かれていれば、兼任型の方でも地域の会計、中山間、農地、水等々いろいろあると思うのですが、会計補

助をするということではできるといふことなの
でしょうか。

副議長 総務課長。

総務課長 そういった経費的な事務の係ですと
か、そういった部分を制限しているわけでは
ありませんけれども、町としては兼業型につ
いては地域づくり計画の推進をメインとして
おりますので、そういった部分をメインとし
てやっていただきたいと考えているところで
す。

副議長 高橋宏君。

8 番 それでは、兼任型については計画づく
りの中において、町でさっき言ったようなこ
とではない、地域づくりのほうメインだよ
という指導の下にやっていくというふうに理
解していいのですか。

副議長 町長。

町長 お答えいたします。

細かい点でいろいろ制度があるので、そこ
はちょっと曖昧なことになってしまうかもしれ
ませんが、両制度とも基本的に地域の
自主的な取組を自主的にやれるように応援
したいというのが大きな目的でございます。

兼任型の場合は、その計画、具体的には、
ちょっと具体例を言うと誤解になるので、曖
昧な言い方になりますけれども、行事を年間
こうやりたいというのを立てて、それを推進
するための補助をしてもらうので、中には会
計とか何か業務は出てくると思います。あと
は、雇用というか、お願いする方がいただく
お金と見合った分の労働だと判断されれば、
それには制限がないので、本当にやっていた
だく方がそれ全部やりますということであ
れば、今現行40万の委託料になりますけれども、
不可能ではございませんけれども、そこは実
態のところに合わせていただいて、それぞれの
地域で考えていただくというところになり
ます。

また、一方の委託型については一年中の雇

用という形になりますので、それは通年の事
業になりますので、おのずと業務量は違っ
てくるということになるというふうに仕分け
させていただいております。

副議長 高橋宏君。

8 番 新たな制度、国の交付ということもあ
って、なかなかまだ内容的に難しい部分もあ
ると思うのですけれども、その都度地域から
問合せがあった場合には対応していきながら、
制度を進めていってもらいたいと思います。

それでは、地域型集落支援員ができること
はということで、計画にあることとか計画策
定という話も出たのですけれども、その他地
域で困っている環境整備、最近ですと有害鳥
獣の対策のための草刈りをするとか、高齢者
世帯の冬場の除雪は大変だから高齢者世帯の
除雪をするとか、同じく高齢者の買物が大変
なので買物支援をする、土日の行事、なか
なか参加する人もいないということで、そう
いう行事への参加とか支援をする、あとは地
域の問題を町とつないで、いろんな地域の課
題について町に相談するなどということが
できるというふうに認識しておりますけれども、
この地域委託型支援員ができないこととい
うか、これについてはというような、やって
はいけないことといたしますか、そういうこと
があるのであれば、その辺についてどうい
うことがあるのかについて伺います。

副議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

集落支援員は国の制度であり、国の要綱
の中で、集落点検の実施、集落のあり方に関
する話合いの促進、地域の実情に応じた集
落の維持・活性化対策が制度活用の要件とな
っています。これを踏まえて、町では集落支
援員設置要綱の中で活動内容を定めている
ところですが、地域委託型集落支援員の活
動としては、基本的には地域の中で、どの
ような地域を目指して維持・活性化を取り
組んでいくか

という合意があれば、本制度の活用として取り組むことが可能と考えています。除雪や草刈りといった作業そのものが目的化するのではなく、そうした活動を通じて地域の困り事を把握し、持続可能な仕組みをつくっていくという本来の役割を念頭に活動していただくことが大切と捉えているところです。

副議長 高橋宏君。

8 番 今担当課長より、地域の活性化対策をメインにという話がありました。もちろん制度として、そういうことで導入しているというのは理解するのですけれども、現状地域の方々からすれば、活性化というよりも、もう維持していくだけでも大変なのだと、そのためにこういう制度が利用できればという気持ちのほうが強いのではないかなというふうに思います。維持していくためという中で、夏場ですと草刈り、冬ですともう高齢者のところの除雪をしなければいけないというようなことが出てくるのではないのかなということでお聞きしました。

例えば私の住む弁天地区だと、いわゆる七内地区、蛭山地区合わせて30戸程度で、農地、水については両地域が対象で行っていますけれども、中山間については七内地区の一部だけということですし、交付金も100万円以下だと。そうなりますと、会計について、いわゆる年間雇用している方々に会計の仕事というのは、そう毎日あるものではないなというふうに予想します。その場合、今言ったような夏は草刈り、冬は除雪というところがメインと言うとあれですけれども、そういうことを頼みたいというのが地域の実情としてあると思うのですけれども、計画として入れていけば、そういうことでの雇用でも可能というふうに理解していいでしょうか。

副議長 総務課長。

総務課長 先ほども回答させていただきましたけれども、やっぱり除雪や草刈りといった作

業そのもの自体を目的とするものではなくて、そうした活動を通じて地域の困り事の把握と、持続可能な仕組みをつくっていくというのが本来の役割となっておりますので、そういったところを十分認識していただきたいとこちらのほうでは思っております。

副議長 高橋宏君。

8 番 いろいろ難しい点もあるとは思いますが、制度としてはこういう地域では活用すべき制度だと思っています。

ただ、先ほど言ったように、どうしても今各地域を回って歩くと、活性化というよりも維持のほうが大変というような話があって、新しい事業への取組に二の足踏むようなところもあるのですけれども、制度の中を十分に理解すれば、全地域でなくても、こういう制度を利用できる地域があると思いますので。私の感覚ですと、地域との認識のずれ、この制度に対する認識のずれ、まだまだハードルが高いなという方が多いようですので、その点について情報提供しながら、なるべく国からの支援を受けながら地域を維持・活性化していければと思っていますので、引き続き担当課を中心に地域への情報提供をしていただきたいと思います。

私は、今日の質問は1項目ですので、これで終わりたいと思います。ありがとうございます。

副議長 以上で高橋宏君の一般質問を終結します。

以上で本日の日程は終了しました。

明日6月16日の一般質問は、2人を予定しております。

これをもって本日は散会いたします。お疲れさまでした。

午後 1時33分 散 会